

山口県報

令和2年
1月21日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 保安林の指定(岩国市) (森林整備課)
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)
 - 徳山駅前地区市街地再開発組合の設立の認可(住宅課)



山口県告示第十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和二年一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

岩国市周東町差川字桑原一三七八の一、一三八〇、一三八三の一、一〇九六三、一〇九六五、一〇九六六、字新田一〇六六三、一〇六七一、一〇六七三、一〇六七四、周東町上久原字東連福一〇一八七の二・一〇一八八の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、周東町祖生字大迫二三五五七、一三五七六、一三五七七、一三五七九から一三五八三まで、一三五八七、一三五八七の一、一三五九〇の一、一三五九〇の二、一三五九一、一三五九二の一、一三五九二の二、一三五九三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
周東町差川字桑原一〇九六三・字新田一〇六七三・周東町上久原字東連福一〇一八七の二・一〇一八八の一・周東町祖生字大迫一三五五七・一三五七九から一三五八一まで・一三五八三(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、平瀬ダム管理事務所新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 平瀬ダム管理事務所新築工事

- (一) 工事場所 岩国市錦町広瀬字長尾地内
- (二) 工事の概要

構	造	延べ面積
鉄筋コンクリート造	地上二階建	一、一三五平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の A 等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和二年一月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和二年二月六日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年二月十九日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。

山口県告示第十八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定に基づき、徳山駅前地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和二年一月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 市街地再開発組合の名称

徳山駅前地区市街地再開発組合

二 施行地区

周南市銀座一丁目、銀座二丁目、みなみ銀座一丁目、みなみ銀座二丁目及び大字徳山の各一部

三 事務所の所在地

周南市みなみ銀座一丁目九番地

四 設立認可の年月日

令和二年一月二十一日

五 事業施行期間

令和二年一月二十一日から令和五年九月三十日まで

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日(初年度にあつては、令和二年一月二十一日から同年三月三十一日まで)

七 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

八 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

個別利用区は、定めない。

九 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和二年二月十九日まで